

令和7年第12回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和7年12月23日（火）午後4時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和7年第12回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員7名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和7年第12回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	×
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 18名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	×
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	×

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 7名

欠席 2名

計 7名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	大井川事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畑山係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和7年第12回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は7名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、東委員と、東中委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和7年第10回、第11回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和7年第10回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請2件のうち、番号1については、10月27日付けで知事あてに送付し、11月20日付けで許可書が交付されております。番号2についても、10月27日付けで知事あてに送付しましたが、現在審議中のため現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>令和7年第11回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請9件については、11月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、11月25日付けで知事あてに送付し、12月17日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条事業計画の変更申請1件については、11月25日付けで知事あてに送付しましたが、現在審議中のため現時点では承認書は交付されておられません。</p> <p>非農地証明願2件については、11月25日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、11月25日付けで金沢市長あて回答しており、12月下旬に認可予定です。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから2ページです。</p> <p>今回、犀川地区、大場地区、才田地区から各1件、花園地区から2件、合計5件の申請がありました。</p> <p>番号1は中戸町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は大場町、番号3は才田町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>なおどちらも、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせん委員をして指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。番号2については、鮎岡委員及び小林委員、番号3については、川端委員及び小林委員をあっせん委員として指名しております。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、後日総会で報告いたします。</p> <p>番号4及び番号5は四坊町の案件で、果樹栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、5件で、面積は合計14,402.00㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号2につきましては、譲受人に鮎岡委員が組合員である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため鮎岡委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(鮎岡委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号2の譲受人に関しては、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>異議なしと認め、議案第1号のうち、番号2の譲受人に関しては、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>それではここで、鮎岡委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(鮎岡委員 着席)</p> <p>次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号2の譲受人以外に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可す

	<p>ることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、大徳地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は観音堂町の案件で、所有権の移転を伴う住宅敷地用地への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で500m以内に観音堂町南公園と観音堂児童公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は218㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、下村委員から調査結果をご報告願います。</p>
下村委員	<p>12月16日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の松平委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>

	<p>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第 3 号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 4 ページです。</p> <p>今回、才田地区から 1 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 は、忠縄町の案件で、農地転用許可を要しない 2 アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用し、既に農地ではない土地について申請があったものです。</p> <p>以上、1 件で、面積は合計 134 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18</p>

	<p>条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 5 ページから 7 ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>利用権設定について、小坂（千坂）地区から 3 件の申出がありました。賃借権を設定する、契約期間が 5 年の再設定が 1 件、使用貸借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定が 2 件で、面積は合計 5,644 m²です。</p> <p>権利移転について、安原地区から 1 件の申出がありました。</p> <p>賃借権による権利の設定後に借受人を変更するもので、借受人及び残存期間は議案書に記載のとおりで、面積は合計 2,350 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 4 号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務</p>

	局から報告願います。
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は8ページから17ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が5件で、面積は合計2,311 m²、第5条が31件で、面積は合計11,356.51 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は18ページから21ページです。</p> <p>届出件数は7件で、面積は合計17,297.00 m²です。</p> <p>解約理由については、議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は22ページから26ページです。</p> <p>届出件数は5件で、面積は合計31,010.13 m²、取得事由はいずれも相続で、あつせんの希望はありません。</p>

川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 非農地判断について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第5号 非農地判断について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は27ページから33ページです。</p> <p>非農地判断とは、農地利用状況調査の結果、調査した農地が、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難である、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に、農地法第2条第1項の規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。</p> <p>今年度は、崎浦、森本地区において、非農地判断を行い、土地所有者から同意を得たものにより対象としております。</p> <p>件数は21件で、面積は合計11,825.39㎡です。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 地域計画に関する意見決定について</p>

	<p>て、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、1 ページです。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の見直しに当たり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>地域計画については、将来の地域農業の在り方、出し手と受け手の意向把握等について、地元での継続的な協議の実施を求められており、年 1 回以上の計画及び目標地図の見直しをすること、とされております。</p> <p>今回、意見を求められている地域計画は、議案書に記載のとおり、大浦地区、木越地区、東蚊爪地区における地域計画の変更です。</p> <p>いずれも地元での協議の場が開催され、協議内容に基づき区域や出し手・受け手等の変更があったものです。</p> <p>当該 3 地区以外につきましても、地元協議を終え、地域計画・目標地図の変更案が提出されたものから順次意見を求められる予定となっております。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 地域計画に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命について、ご説明します。議案書は2ページから9ページです。</p> <p>農業委員会が次期の農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たって、要綱に基づき、その候補の選考を補助するために設置する評価委員会の委員を任命するものです。</p> <p>3ページ及び9ページの要綱と併せてご覧ください。まず、評価委員会の設置については、第6条で規定されております。</p> <p>次に、評価委員会の所掌事務については、第7条で規定されており、農業委員会による推進委員の選考を補助するため、農業委員会が定める評価基準に基づき、推進委員の推薦・応募申込書に記載された事項及び必要に応じて行う面接に係る事項について評価を行っていただきます。</p> <p>評価委員会の組織については、第8条で規定されており、農業委員4人以上で組織すること、委員は農業委員のうちから農業委員会が任命すること、任期は任命の日から被推薦者及び応募者が推進委員に委嘱される日までとすることとなっております。このため、任期は来年7月21日までとなります。</p> <p>なお、前回までは運営委員から2名、推進委員の担当地区から各1名の農業委員6名、合わせて8名が任命されております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
小林副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し

	<p>て、ご質問はございませんか。</p> <p>また、評価委員については、いかがいたしましょうか。ご意見はございませんか。</p>
下村委員	<p>事務局から案はありませんか。</p>
事務局	<p>それでは、事務局案をお配りいたします。</p> <p>(事務局案を配布)</p>
小林副会長	<p>事務局、事務局案について説明願います。</p>
事務局	<p>事務局案について、ご説明いたします。</p> <p>運営委員からは前回と同様に井口会長と総括の副会長である二口副会長にお願いしたいと考えます。</p> <p>各地区からの農業委員については、運営委員以外の委員であること、推薦団体及び農業委員としての期数を考慮して、第1地区は中田委員、第2地区は山口委員、第3地区は田辺委員、第4地区は庄田委員、第5地区は奥村委員、第6地区は鮎岡委員にお願いしたいと考え、候補者とさせていただきました。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局案について説明がありました。この件に関して、ご意見ございませんか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
小林副会長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命については、事務局案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、事務局案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第6号 県営土地改良事業計画変更概要書等の公告に係る事業参加申出の有無について、事務局から報告願います。</p>

事務局	<p>報告第6号 県営土地改良事業計画変更概要書等の公告に係る事業参加申出の有無について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は10ページです。</p> <p>このたび、石川県による北袋地区のほ場整備事業につきまして、事業計画変更の公告があり、このほ場整備事業に参加したい者がいた場合、土地改良法第3条の規定により、当委員会がその申出先として指定されました。</p> <p>この申出について、期間内に申出人がいなかった旨を令和7年12月8日付けで石川県あて回答しましたので、その旨を報告致します。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、12月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関し</p>

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。